

1 基 本 方 針

本市においては、令和7年度は「夢があふれるまち大津」の実現を目指す大津市総合計画第3期実行計画の開始となる年であり、昨今の経済情勢や物価上昇の動向に留意しつつ、財政規律を堅持する中で、魅力的で将来にわたり持続可能な都市の実現に向け、少子高齢化、公共施設の老朽化、頻発化・激甚化する災害などあらゆる行政課題に適切に対応していくとともに、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催、自治体情報システムの標準化などの大規模事業に取り組んでいくことが求められています。

このような中、監査委員は、独立した執行機関として、これからも本市行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民福祉の増進と市政への信頼確保に資するよう常に公正不偏の立場から監査、検査、審査を実施するとともに、監査基準に従い次の事項に留意しながら、市民の視点に立った監査等を実施し、行財政運営の改善を促すことを目指します。

- 1 本市の「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」「行政事務等の執行」が「法令等に基づき適正に行われているか」という合規性の観点はもとより、「最少の経費で最大の効果をあげているか」また「常にその組織及び運営の合理化に努めているか」に意を用い、経済性、効率性及び有効性の視点を重視し実施します。
- 2 監査等を通して勧告や指摘等を行った事項に対する措置状況を把握し、是正、改善が確実に図られるよう監査等の実効性を確保します。
- 3 違法、不正等の指摘にとどまらず、事務処理ミスの未然防止、リスク低減のための事務事業の改善や組織風土の形成等に寄与するよう助言を行います。

- 4 監査対象部局の状況を十分に把握し、リスクの内容や程度、過去の監査結果、監査結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し監査計画を策定するとともに、業務のチェック機能やリスク管理の向上など内部統制の充実を促すことにも留意します。
- 5 包括外部監査にかかる外部監査人と監査委員との相互の連携を図り、監査の相乗効果をあげられるよう努めます。
- 6 実施した監査等及び行政運営の透明性を高めるため、監査結果、措置状況等の情報を市公報で公表するとともに、市ホームページを通して広く市民に提供し、積極的に説明責任を果たしていきます。